

24060-1278

令和5年5月30日

各医療機関管理者 殿
(医療療養病床を有する医療機関)

宮崎県福祉保健部長
(公印省略)

第8次医療計画及び第9期介護保険事業(支援)計画の策定に係る医療療養病床を有する医療機関からの転換意向の把握について(依頼)

県の福祉保健行政の推進につきましては、日頃より御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、厚生労働省より別添写しのとおり 医療療養病床を有する医療機関から介護保険施設等への転換意向について調査依頼がありました。

つきましては、下記により調査を行いますので、ご回答いただきますようお願いいたします。

1 調査対象

2023年4月1日時点で次の入院基本料を算定している病床を有する医療機関

- ・療養病棟入院基本料 療養病棟入院料1・2
- ・療養病棟入院基本料(経過措置療養病棟入院基本料注11に規定される点数)
- ・療養病棟入院基本料 特別入院基本料
- ・有床診療所療養病床入院基本料

※4月1日以降、調査対象以外の施設に転換した医療機関、廃止した医療機関は調査対象外

2 調査内容

別添調査票のとおり

※電子データを希望される場合は、「みやざき医療ナビ」の「お知らせ」ページから ダウンロードをお願いします。

3 提出先

電子メール又はFAXにて宮崎県医療政策課までご提出ください。

① 電子メール

メール件名を「介護保険施設等への転換意向調査(医療機関名を記載)の回答」として、下記のメールアドレスまで送付してください。

提出先アドレス iryoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

② FAX

FAX番号：0985-32-4458

※送付状の添付は不要です。記載漏れに御注意ください。

4 提出期限

令和5年6月14日（水）必着

※ 「1 調査対象」に該当しない（医療療養病床を設置していない）医療機関についても、その旨ご回答くださいますようお願いいたします。

5 留意事項

- ・ 調査の集計結果につきましては、厚生労働省及び関係市町村に情報提供します。
- ・ 今回の調査は現時点の状況を把握するものですが、調査結果に基づき、各市町村が第9期介護保険事業計画のサービス見込量や介護保険料を設定することになります。
- ・ 医療療養病床に係る看護師等の員数等に係る経過措置の有効期限は、令和6年3月31日までとなっており、有効期限に向けた対応が必要な場合は、病床機能の転換等について検討いただきますとともに、病床機能の転換や病床を削減した場合に活用可能な補助事業等（病床転換助成事業、病床機能再編支援事業）については、当課へご相談ください。

6 問合せ先

○医療療養病床に関すること

福祉保健部 医療政策課 医務・計画担当

TEL：0985-26-7055 FAX：0985-32-4458

○介護保険施設等に関すること（宮崎市以外に所在する医療機関）

福祉保健部 長寿介護課 施設介護担当

TEL：0985-26-7058

○介護保険施設等に関すること（宮崎市に所在する医療機関）

宮崎市 介護保険課 事業所支援係

TEL：0985-44-2804

【担当】

宮崎県福祉保健部医療政策課

医務・計画担当 池田、黒木